

北上市告示甲第45号

北上市地域包括支援センター運営協議会要綱（平成25年北上市告示甲第32号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第1 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項及び第115条の46第3項の規定に基づき設置された地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会として、北上市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第3 協議会は、委員15人以内をもって組織し、介護保険法施行規則<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する者のうちから市長が委嘱する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項及び第115条の46第3項の規定に基づき設置された地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会として、北上市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第3 協議会は、委員15人以内をもって組織し、介護保険法施行規則<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する者のうちから市長が委嘱する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	